

情・個審第12号
平成29年8月30日

中村 満雄 様

霧島市情報公開・個人情報保護審査会長 山本 敬生



霧島市情報公開・個人情報保護審査会答申に係る写しの送付について

このことについて、あなたが平成29年1月13日付けで実施機関（霧島市長）に対して行った公文書部分開示決定に対する審査請求については、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号）第17条の規定により、平成29年3月13日に、実施機関から当審査会に諮問されたところです。

つきましては、当審査会は、当該諮問に対し別紙のとおり答申しましたので、霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年霧島市条例第24号）第14条の規定により、あなたに当該答申書の写しを送付いたします。

なお、当該答申を受けた実施機関による審査請求に対する裁決については、霧島市情報公開事務取扱規程（平成28年霧島市訓令第7号）第18条第2項の規定により、実施機関からあなたに送付されることとなります。

問い合わせ先

霧島市情報公開・個人情報保護審査会事務局

（霧島市総務部総務課文書法制グループ内）

担当 立野・自濱 電話 0995-45-51 1 1 （内線 1142）